

混合介護のルールとモデル事業

介護保険サービスと、家事などの保険外サービスを組みあわせる“混合介護”については、「両者を明確にわけて提供すること」を条件に提供が認められていますが、これまでは具体的な運用に関するルールが定められておらず、自治体によって事業者への指導内容が異なっていました。

厚生労働省では、ルールを統一した通知を平成30年9月28日に発出しました。また、東京都豊島区で行われている「選択的介護モデル事業」（平成30年8月開始）には9事業者が参加しています。これらの内容をみながら、“混合介護”のメリット・デメリットを考えます。

“混合介護”のルールが明確に

介護保険制度では、高齢者が抱える多様なニーズに柔軟に対応できるように、一定のルールのもとで、介護保険サービスと保険外サービスを組みあわせて提供すること（いわゆる“混合介護”）を認めている。「一定のルール」とは、①介護保険サービスと保険外サービスが明確に区分されていること、②利用者等にあらかじめサービス内容を説明し同意を得ていること、であるが、具体的な運用については、これまで明確で一覧できるものがなく、自治体による助言・指導がまちまちなり、それが事業者の保険外サービス提供の

障壁になっていたとの指摘があった。

そのため、政府の規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）では、「訪問介護における、両サービスの組合せに係る現行のルールの整理」等について、平成29年度に検討・結論、平成30年度上期中に、一覧性や明確性をもたせた通知を発出し、周知を図ることとされた。

これを受けて、「介護保険サービスと保険外サービスの組合せ等に関する調査研究事業」（平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）が実施され、訪問介護における、介護保険サービスと保険外サービスを組みあわせて提供することに関する現行ルールの整理や、通所介護における、サービス提供中の利用者に対し保険外サービスを提供する際のルールのあり方の検討・整理等が行われ、平成30年9月28日に通知「介護保険サービスと保険外サービスを組みあわせて提供する場合の取扱いについて」が発出されている。

なお、同通知は、訪問介護と通所介護におけるルールを明確化したものである。

訪問介護で保険外サービスを提供する場合は

通知の主な内容をみてみよう。
まず訪問介護と保険外サービスを組みあわ

せて提供する場合、訪問介護の前後に連続して保険外サービスを提供する場合と、訪問介護の提供中にいったん中断して保険外サービスを提供した後に、再び訪問介護を提供する場合があるが、例えば次のようなサービス提供が可能である。

- ①訪問介護の対象とはならないサービスを利用者本人に提供
- 訪問介護の提供の前後や提供時間の合間に、草むしり、ペットの世話のサービスを提供
- 訪問介護として外出支援をした後、引き続き、利用者が趣味や娯楽のために立ち寄る場所に同行すること
- 訪問介護の通院等乗降介助として受診時の手続きを提供した後に、引き続き、介護報酬の算定対象とならない院内介助を提供すること（介護報酬の算定対象となる訪問介護の院内介助の範囲については「訪問介護における院内介助の取扱いについて」（平成22年4月28日付事務連絡）を参照）
- ②同居家族に対するサービスの提供
- 訪問介護の提供の前後や提供時間の合間に、同居家族の部屋の掃除、同居家族のための買い物などのサービスを提供すること（利用者本人分の料理と同居家族分の料理を同時に調理するといった、訪問介護と保険外



サービスと同時に一体的に提供することは認めない)

訪問介護と保険外サービスを組みあわせて提供する場合、両サービスを明確に区分することが必要であり、事業者には以下の事項を遵守することが求められている。

①保険外サービスの事業の目的、運営方針、利用料等を、指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定めること

②契約の締結にあたり、利用者に対し、①の概要その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書をもって丁寧に説明を行い、保険外サービスの内容・提供時間・利用料等について、利用者の同意を得ること。なお、保険外サービスの提供時間は、訪問介護の提供時間には含まないこと

③契約の締結前後に、利用者の担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)に対し、サービスの内容や提供時間を報告すること。その際、当該介護支援専門員は、必要に応じて事業者から提供されたサービスの内容や提供時間等の保険外サービスに関する情報を居宅サービス計画(週間サービス計画表)に記載すること

④利用者の認知機能が低下しているおそれがあることを十分に踏まえ、保険外サービスの提供時に、利用者の状況に応じ、別サービスであることを理解しやすくなるような配慮を行うこと。例えば、訪問介護と保険外サービスを切り替えるタイミングを丁寧に説明する等、利用者が別サービスであることを認識できるような工夫を行うこと

⑤訪問介護の利用料とは別に費用請求すること。また、訪問介護の事業の会計と保険外サービスの会計を区分すること

このほか、利用者保護の観点から、苦情対応窓口の設置も求めている。なお、指定訪問介護事業者は、事業者の責務として訪問介護に係る苦情に対応するための措置をすでに講じていることから、これを保険外サービスに活用することも可能である。

(介護予防) 訪問入浴介護、(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問看護看護、夜間対応型訪問介護を、保険外サービスとともに提供する場合も同様の取扱いである。

通所介護で保険外サービスを提供する場合は

通所介護事業所内で提供されるサービスについては、通所介護としての内容と保険外サービスとしての内容を区分することが困難であることから、保険給付とは別に保険外サービス費用を徴収することは、基本的には適当ではない。仮に特別な器具や外部事業者等を活用する場合であっても、あくまでも通所介護として実施し、必要に応じて実費等を追加徴収することを適当としている。

ただし、次の①～④の保険外サービスについては、通所介護と明確に区分することが可能であり、事業者が遵守事項(後述)を遵守している場合には、通所介護をいったん中止して保険外サービスを提供し、その後引き続き通所介護を提供することが可能である。

①事業所内において、理美容サービスまたは健康診断、予防接種、採血(巡回検診等)を行うこと

②利用者個人の希望により通所介護事業所から外出する際に、保険外サービスとして個別に同行支援を行うこと(機能訓練の一環として通所介護計画に位置づけられた外出以外に、利用者個人の希望により、保険外サービスとして個別に通所介護事業所からの外出を支援するもの。外出中には、利用者の希望に応じた多様な分野の活動に参加可能)

③物販・移動販売やレンタルサービス

④買い物等代行サービス

事業者が求められる遵守事項については、保険外サービスの運営規定を別に定めること、利用者に丁寧に説明を行い同意を得ること、ケアマネジャーが居宅サービス計画に保険外サービスの情報について記載すること、保険サービスと保険外サービスの会計を区分すること、苦情対応窓口の設置等は、訪問介護における保険外サービスの提供時と同じであるが、通所介護ではこのほかに、

●通所介護事業所の職員以外が保険外サービスを提供する場合には、当該提供主体との間で、事故発生時の対応方法を明確にすること

●特定の事業者によるサービスを利用させる対償として、当該事業者から金品その他の財産上の収益を受受してはならないこと

●巡回健診等の保険外サービスを行う場合、鍼灸や柔道整復等の施術、無資格者による



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。著作権者(独立行政法人福祉医療機構)ならびに著作権者の許可を得ない複製(コピー)、再配布を、固くお断りいたします。

続きは、

月刊誌 

本誌にてご覧ください。

定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・6,480円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集／独立行政法人福祉医療機構

編集協力・発行／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課
TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949